

# 優良農地を確保するための事務①

## (農用地面積の目標の達成に向けた取組)

○食料自給率の向上、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化を図る観点から、国が責任を持って実施する必要。

農地は、国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、優良農地の確保を全国規模で行うことは国の責務。このため、農振法に基づき、国が全国規模で確保すべき農用地等の目標面積を定め、各都道府県が確保すべき農用地等の目標面積を設定し、市町村が農用地区域を設定するという仕組みを通じて、優良農地の確保を図っているところ(国及び都道府県における農用地等の目標面積を設定することは、今年の農振法改正により規定されたもの)。

農振法の運用においては、各ブロックごとに配置された地方農政局が、常日ごろから、地域の農業や土地利用に関する情勢を把握しつつ、

- ① 都道府県における農用地の目標面積の達成状況の現地確認
  - ② 市町村が定める農振整備計画の農用地区域の変更に係る実態調査
- 等を行い、その結果も踏まえて国と都道府県との間の調整を的確に行うこととしている。

なお、農振法に基づく都道府県から国への協議については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、地域主権の推進に資するべく農振法第4条第2項第3号(農業生産基盤の整備・開発等に関する事項)に係る協議は廃止するものの、国が確保すべき農用地面積の目標と都道府県が確保すべき農用地面積の目標が整合性を持って定められるよう、同項第1号及び第2号に係る同意を要する協議については存置することが、政府として決定されたところ。

また、都道府県による農業振興地域整備基本方針の策定・変更や市町村による農業振興地域整備計画の策定・変更は自治事務であり、国の関与は同意協議や是正の要求等必要最小限に限定。